

身近にこんなトラブルが!

かながわ消費生活 注意・警戒情報

ワンクリック請求の相談を行政の消費生活センターにしたつもりが有料の事業者だった!?

アダルトサイトを閲覧したら、突然登録となり高額な利用料を請求された。不安になって、検索サイトでみつけた「消費生活センター」に電話をしたら行政書士事務所だった。「アダルトサイトとの契約を解約し、個人情報も削除する。4万円で委任を受ける。」と言われたが、信用できるのだろうか。

アドバイス

アダルトサイトのワンクリック請求を受け、不安になって「消費生活センター」とネット検索すると、最初に「公式窓口」など公的機関を思わせる行政書士や探偵業者などの広告が表示されることがあります。本当に行政の消費生活センターのサイトなのか、よく確認しましょう。



アダルトサイトから利用料の請求を受けても、有料との表示や申込みの意思確認画面がない場合、料金を支払う必要はありません。相手に連絡せず、無視をすることが一番です。交渉の必要はありません。

また、行政書士や探偵業者は弁護士のように依頼者の代理人として事業者と交渉することはできません。

アダルトサイト利用料などとして納得できない料金請求を受けて不安な場合、身近な消費生活相談窓口で電話で相談してください。

消費生活相談は

消費者ホットライン ☎局番なし ^{イヤヤ!} 188 (身近な消費生活相談窓口につながります。)

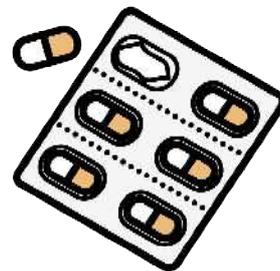
薬のPTP包装シートは切り離さないで！

高齢者の誤飲・誤食事故にご注意ください

消費者庁には、65歳以上の高齢者の誤飲・誤食事故の情報がこれまでに165件寄せられています。
(平成21年9月以降平成27年7月末まで)

事 例

- ！ 内服薬をPTP包装シートのまま飲み込んでしまった。
- ！ ペットボトルに漂白剤を混ぜた水を入れていたら、間違えて飲んでしまった。
- ！ ジェルタイプの洗剤を食べ物と間違えて食べてしまった。
- ！ ラーメンに、添付の香辛料と間違えて乾燥剤を入れて食べてしまった。



高齢者は、視覚、味覚等の機能や判断力の低下、認知症などにより、誤飲・誤食のリスクが高まると考えられています。高齢者のいるご家庭ではこうした事故が起こらないよう、日頃から以下の点に注意をしてください。

- 薬のPTP包装シートは1錠ずつに切り離さない。
- 食品や薬とそれ以外のものは分けて保管する。
- 食品以外のものを食品用の容器に移し替えない。
- 認知症の方の手の届く所に不要なものや危険なものを置かない。

詳しくは、消費者庁ホームページ「高齢者の誤飲・誤食事故に御注意ください！」をご覧ください。

知っておきたい 消費生活のキーワード

ワンクリック請求

「ワンクリック請求」とは、アダルトサイト等に入って、「動画の再生」や「年齢確認」をクリックした途端に「登録完了」「年間利用料12万円」などと表示して、高額な料金を請求する手口のことです。

また、「誤作動の人はこちら」など、間違えて登録になってしまった人が連絡できるボタンが用意されていることがありますが、ここに表示された連絡先に電話しても、結局は「正式に登録されているのだから支払いをしなければ解約できない」と高圧的に言われるだけです。

事前に、有料のサイトであることや、どういう内容の契約であるかが示されていない場合、契約は成立していないと考えられます。

ワンクリック請求で、高額な利用料を要求されても、あわてて相手に連絡しないでください。自分は登録したつもりはない、などと伝える必要もありません。

相手に連絡することは、電話番号やメールアドレスなどが伝わってしまうことになります。

こうした被害を防ぐには・・・

- 興味本位で不用意にアクセスしない
- スマートフォンでもセキュリティソフトを入れ、最新の状態にしておく。
- スクロールした一番下や、背景と同系色の文字で分かりにくくして「利用規約」が示されている場合があります。安易に「再生」をしたり、リンク先に進まず、よく画面を確認する。

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



県民局くらし県民部消費生活課相談第二グループ

(かながわの消費生活のページ) <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100548/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506